

令和 3 年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針

令和 3 年 7 月 2 9 日

1 目的

この指導実施方針は、介護保険法（以下「法」という。）、「中野区介護サービス事業者等に対する調査、指導及び監査実施要綱」（平成 1 8 年 3 月 1 日 要綱第 1 8 号）（以下「要綱」という。）及びその他の関係法令等の規定に基づき、法及び要綱に掲げる介護サービス事業者（以下「事業者等」という。）に対して行う法及び要綱に掲げる介護サービス（以下「調査等対象サービス」という。）の人員、設備及び運営並びに法及び要綱に掲げる介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、介護保険給付の適正化、調査等対象サービスの質の向上及び確保並びに利用者の保護を図ることを目的とする。

2 基本方針

実地指導は、事業者等に対して、要綱及び「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用方針」（令和元年 5 月 2 9 日老指発 0 5 2 9 第 1 号）に基づき、法、条例、要綱及びその他の関係法令等で定める指定基準、調査等対象サービスの取り扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、事業者等の育成及び支援に主眼を置いて実施する。

集団指導は、事業者等に対して、各種基準等、調査等対象サービスの取り扱い及び介護報酬の請求等に関する事項を周知する機会であるとともに、実地指導に係る指摘の傾向、区に寄せられる相談・苦情、制度改正等に伴う変更点及び区内の介護現場で発生した事故等を紹介する情報伝達の場合でもあり、実地指導と同様に、事業者等の育成及び支援に主眼を置いて実施する。

さらに、実地指導及び集団指導の実施にあたっては、「新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に配慮した取組を行うとともに、実施方法等に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、柔軟に対応する。

また、令和 3 年度の介護保険制度の改正及び介護報酬改定を踏まえ、運営基準等の遵守並びに適正な介護給付費の算定等の事業運営が行われているかを重点的に確認する。

なお、実地指導の実施にあたっては、福祉推進課、東京都及び介護保険法第 2 4 条の 2 に定める指定市町村事務受託法人（以下「事務受託法人」という。）と適宜連携し、実地指導体制の一層の充実・強化を図る。

3 指導の重点項目

(1) 実地指導

ア 人員基準

(ア) 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

(イ) 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。

イ 運営基準・設備基準関係

(ア) 有資格者により提供すべきサービスが適切に提供されているか。

(イ) 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。

(ウ) サービス提供を開始するにあたり、利用申込者又はその家族に対して内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が、適切に行われているか。

(エ) 居宅サービス計画及び個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。

(オ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に、向けた取組が行われているか。

(カ) 通所介護等における日常生活費に要する費用の取り扱いが適切に行われているか。

(キ) 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策がとられているか。

(ク) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止対策が講じられているか。

(ケ) 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応がとられているか。

(コ) 介護サービスとその他の自費サービスとが混同して行われていないか。

ウ 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上で、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

(2) 集団指導

ア 実地指導に係る指摘の傾向について。

イ 区に寄せられる相談・苦情について。

ウ 区内の介護現場で発生した事故について。

エ 新型コロナウイルス感染症に関することについて。

オ 制度改正等に伴う変更点等について。

4 実施方法

(1) 実地指導

ア 指導対象事業者の選定

- (ア) 指定有効期間内に実地指導を行っていない事業所
- (イ) 新規指定から1年経過し、かつ新規指定から実地指導を行っていない事業所
- (ウ) 利用者又はその家族等及び事業者等の業務に従事する者からの苦情又は相談により、実地指導が必要と認められる事業所
- (エ) 新型コロナウイルス感染症への対応について確認が必要と認められる事業所
- (オ) その他の事情により実地指導が必要と認められる事業所

イ 実施通知

指導対象となる事業者等を決定したときは、調査日の概ね1か月前に次に掲げる事項を文書により、当該事業者等に通知する。ただし、緊急を要する場合等には、当日に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ①実地指導の根拠法令及び目的
- ②対象事業所
- ③実施日時及び場所
- ④指導担当者
- ⑤実地指導上の留意点
- ⑥準備書類

ウ 指導方法

実地指導は、指導対象事業者より事前に資料提出を求めて確認の上、当該事業所に赴き、関係法令等に基づき、関係書類等を閲覧し、面談方式で実施する。

ただし、指導方法にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、柔軟に対応する。

エ 実施時間

実施時間については、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、実施時間を短縮し、指導内容が多い場合等の特殊な場合を除き、原則3～4時間以内で行うことを目標とする。

オ 指導体制

原則として、区の職員2名以上で指導班を編成して実施する。

また、調査等対象サービスの種別又は事業者等の状況に応じて、事業者等に対する指導の一部を委託している事務受託法人の職員も実地指導に同行する。

カ 指導結果の通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行う。

キ 改善報告書の提出

当該事業者等に対して、結果通知にて指摘した事項について、改善報告書の提出を求めるものとする。

(2) 集団指導

ア 指導対象事業者の選定

集団指導の対象は以下のサービス種別とし、令和3年度の実施詳細については別途決定する。

- ・居宅介護支援等（居宅介護支援、介護予防支援、介護支援専門員が配置されている地域密着型サービス）
- ・通所介護等（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、総合事業の通所型サービス）
- ・訪問介護等（訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、総合事業の訪問型サービス）
- ・その他地域密着型（認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護）

イ 実施通知

指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、指導内容、対象となるサービス種別等を文書等により通知する。

ウ 実施方法

調査等対象サービスの種別ごとを単位とし、講習等の方法により行う。ただし、実施方法にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、柔軟に対応する。

5 監査への変更

実地指導中に要綱第6条に該当する状況を確認した場合は、直ちに監査へと変更し、必要があると認めるときは行政処分を行う。